

「山口海物語」製品認定申請要領

1 認定申請製品

県内で製造された水産加工品（品目毎の定める認定基準に適合するもの）
（対象品目）

ねり製品、うに製品、めんたいこ製品、ふぐ加工品、素干し品、塩干品、煮干し品、
みりん干し、海藻加工品、鯨製品、あんこう製品、くるまえび製品

2 認定申請者

県内に所在する水産加工品の製造業者



3 認定申請点数

認定申請点数は自由とする。



4 認定申請手続き

認定申請者は、認定申請書（「山口海物語」運用マニュアルに示す様式による）に次の書類を添付し、平成30年1月12日（金）【必着】までに、下記に提出すること。

- ①チェックリスト（「山口海物語」運用マニュアルに示す様式による）
- ②表示事項の記載されたラベル（容器に印刷されたものについては、その部分を切り取ったもので足りる。）
- ③主な原材料の原産地が山口県産100%の場合は、原材料の全体に占める割合をそれぞれ証明するもの、及びその産地を証明するもの。
- ④腸炎ビブリオ最確数 100/g 以下（アルカリペプトン水、TCBS寒天培地法）であることを証明する書類（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。なお、「ねり製品」については添付不要。）
保健所で検査可能。自社検査でも可。腸炎ビブリオ陰性を証明する書類でも可。
- ⑤表彰歴を要件としている場合は、表彰状の写しなど表彰歴を証明するもの。
- ⑥「食品表示責任者」の設置を証明する書類（山口県食の安心・安全推進条例に基づく、食品表示責任者養成講習会受講済証の写し）

記

〒750-0065 下関市伊崎町1-4-24

山口県漁協内 山口県水産加工業連合会事務局宛

TEL 083-231-2212

5 認定申請製品の搬入

認定申請製品は、認定申請書（鑑）の写しを添付して、平成30年2月1日（木）

14時までに上記の申請書送付先と同じ山口県水産加工業連合会事務局へ送付する（必着）か、又は、平成30年2月2日（金）12時まで直接持参すること。これまでに到着しないものは審査の対象としない。提出数量：認定申請製品毎に3個程度

6 審査

認定審査は、山口県水産加工業連合会が設置する認定委員会において行う。

7 認定申請製品の処理

提出された製品は、原則として、返品しないものとする。

8 登録料

認定された製品については、1点当たり10,000円（山口県水産加工業連合会非会員については、20,000円）の登録料を徴収します。

後日指定された方法（認定票送付時に指定）により、山口県水産加工業連合会宛振り込んでください。

9 ロゴマークの表示

認定された製品には、所定のロゴマークを表示することができる。（貼付用シールは登録時1,000枚無償配布。その後は、必要に応じ実費で配布を行う。）

10 認定申請書の入手方法

「山口海物語」運用マニュアルは以下の場所に置いてありますので、ご請求ください。また、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会のホームページから出力することもできます。（http://www.buchiuma-y.net/kakou/s_index.html）

- ・山口県水産加工業連合会（TEL：083-231-2212）
- ・山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課（TEL：083-933-3395）
- ・市町水産関係部署

11 その他留意点

○消費（賞味）期限について

製品には消費（賞味）期限を記載してください。

○食品表示について

加工食品に関しては現在、平成27年4月1日に施行された新法「食品表示法」における新表示への移行期間となっております（平成32年3月31日まで）。

当該認定を受けようとする製品については、新表示での申請をお願いします。

<製品認定までのスケジュール予定>

- 12月11日（月） 認定申請受付開始
- 1月12日（金） 認定申請受付締切（必着）
- 2月 1日（木） 認定申請製品搬入（14時まで必着）
- 2月 2日（金） 認定委員会による審査
- 3月上中旬 第16回認定製品及び第7回プレミアム製品の公表